

福島市地域資源を活用した観光コンテンツ創造支援事業 補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 本事業は、福島市における地域の賑わい創出、観光誘客促進及び地域経済の活性化を図るため、県内外の観光客が訪れ、周遊、滞在したくなるような各地域の誇りや愛着ある地域資源を活かした観光コンテンツの発掘、磨き上げ、創造等に取り組む事業者に対し、「福島市補助金の交付等に関する規則」(平成14年規則第20号。以下「規則」という。)及び、この要綱に定めるところにより、予算の範囲内で補助金を交付する。

(補助の対象及び補助額)

第2条 補助金は補助対象事業者がこの要綱に基づく事業を実施する場合に、当該事業に要する別表第一に掲げる経費に対して交付するものとし、その額は、別表第二に掲げる補助率により算出した額の範囲内において市長が定めた額とする。

(補助対象事業者の要件)

第3条 補助対象事業者は、次の各号に掲げる要件をすべて満たす者とする。

- (1) 市内事業者、市内事業者等で組織するグループ、地域づくり団体、市内在住者(個人)であること。
- (2) 事業者及び団体については、定款、規約、会則等を有し、代表者が明確であること。
- (3) 市税等の滞納がないこと。
- (4) 応募事業を着実に実施できる事務執行体制及び組織体制があること。
- (5) 政治的又は宗教的な活動を目的としていないこと。
- (6) 福島市暴力団排除条例第2条第3号に規定する暴力団員等又は暴力団経営支配法人等がその構成員でないこと。

(補助対象事業)

第4条 補助対象事業は、別表第三に掲げる事業とし、交付決定日からこの補助金に係る予算の議決を受けた日の属する年度(以下「議決年度」という。)の翌年度の3月15日までの期間において完了するものとする。ただし、次に掲げるものは除く。

- (1) 政治的又は宗教的活動と認められるもの
- (2) 公序良俗に反するなど、対象事業として不適当と認められるもの
- (3) 特定の者を利する目的と認められる経費

- (4)一過性の事業で継続性が見込まれないもの、かつ事業の自走化が見込まれないもの
- (5)従前からあるコンテンツの細部変更など、新規性に乏しいもの
- (6)物品の購入および、施設の新設、改修を主たる目的とするもの
- (7)地方自治法第244条の2第3項に基づき公の施設の管理を行う指定管理者が、施設の設置目的を達成するために行うもの（指定管理者基本協定に基づく自主事業を含む）
- (8) その他市長が不相当と認めるもの

（補助対象外経費）

第5条 補助対象外経費は、次の各号に掲げるものとする。

- (1) 本事業に無関係と思われる経費
- (2) 交付決定前に発生した経費
- (3) 事業者における経常的な経費（事務所等に係る家賃、光熱水費、交通費、保証金、敷金、仲介手数料、振込手数料、収入印紙代など）
- (4) 特定の者を利する目的と認められる経費
- (5) 実施主体の会食費、弁当代等の飲食費、親睦会等に係る経費
- (6) 本事業における資金調達に必要となった利子

（交付の申請）

第6条 この補助金の交付を受けようとする者は、規則第4条の規定により申請するものとし、その提出期限は、市長が別に定める日とする。この場合において、規則第4条第1項第3号に規定するその他市長が必要と認める書類は、別表第四に掲げる書類とする。

2 申請書及び申請書に添付すべき書類の部数は、1部とする。

（交付決定及び通知）

第7条 前条による補助金交付申請があったときは、市長は福島市地域資源を活用した観光コンテンツ造成支援事業審査委員会（以下「審査委員会」という。）に諮り、補助金の交付決定の可否及び額の決定をするものとする。

（審査委員会）

第8条 補助金の交付の決定を適正に行うため、審査委員会を置くこととする。なお、審査委員会に関する規則は、別に定める。

（交付決定の変更等の申請）

第9条 補助対象事業者は、事業内容に変更が生じたときは、様式第2号による補助事業等変更（中止・廃止）承認申請書を市長へ提出し、その承認を受けな

なければならない。ただし、交付決定額を増額することはできない。

2 規則第6条第1項第1号の別に定める軽微な変更は、事業計画の細部を変更するもので、かつ補助対象経費の20%以内で変更するものとする。

(申請の取下げ)

第10条 補助対象事業者は、補助金の交付の決定後、その交付の決定に係る申請の取下げをするときは、交付決定の通知を受けた日から起算して15日以内に、その旨を記載した書面を市長に提出しなければならない。

(実績報告の提出)

第11条 規則第14条第2号の市長が必要と認める書類は、事業報告書とする。

2 実績報告書は、事業完了から30日以内又は議決年度の翌年度の3月31日のいずれか早い期日までに市長に提出するものとする。

(補助金の額の確定)

第12条 市長は、実績報告書の提出を受けた場合であって、その報告に係る補助対象事業の実施結果が補助金の交付の決定の内容及びこれに附した条件に適合すると認めたときは、交付すべき補助金の額を確定し、補助対象事業者に通知するものとする。

(補助金の交付の請求)

第13条 補助金は前条の規定により交付すべき額を確定した後に補助対象事業者の請求により交付するものとする。

2 補助対象事業者は、前項の規定により補助金等の交付を受けようとするときは、様式第4号による補助金等交付請求書を市長に提出しなければならない。

(事業の中止等)

第14条 補助対象事業者は、補助対象事業の中止、廃止を行おうとする場合は、様式第2号による補助事業等変更(中止・廃止)承認申請書を市長に提出し、その承認を受けなければならない。

(交付決定の取消し)

第15条 市長は、前条に定める補助対象事業の中止又は廃止の他、次の各号に掲げる場合には、第7条の交付決定の全部若しくは一部を取消し、又は変更することができる

- (1) 本要綱若しくは市長の指示に違反した場合
- (2) 補助金を補助対象事業以外の用途に使用した場合
- (3) 補助対象事業に関して不正、怠慢、その他不適切な行為を行った場合

(4) 交付決定後に生じた事情の変更等により、補助対象事業の全部又は一部を継続する必要がなくなった場合

2 前項の規定による交付決定の取消しを行った場合において、既に当該取消しに係る部分に対する補助金が交付されているときは、期限を付して当該補助金の全部又は一部の返還を命ずるものとする。

(状況報告)

第16条 補助の交付を受けた対象事業者は、補助対象事業の完了した日の属する会計年度の翌年度の3月に、状況報告書を市長に提出するものとする。

(財産の処分の制限)

第17条 補助対象事業者は、補助対象事業により取得し、又は効用の増加した財産を補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸付、又は担保に供しようとするときは、あらかじめその旨を市長に報告し、その指示を受けるものとする。

2 補助対象事業者が、規則第6条第1項第4号に規定する条件に基づき補助金等の全部に相当する金額を市に納付した場合又は補助金等の交付の目的及び当該財産の耐用年数を勘案して市長が定める期間を経過した場合は、この限りではない。

(重複受給の禁止)

第18条 この補助金は、同事業において本市における他の要綱等の補助金と重複して受けられないものとする。ただし、国・県等その他公的機関が助成する他の制度（補助金・委託費等）との併用は、その趣旨の範囲内で認めることとする。

(会計帳簿の整理等)

第19条 補助金の交付を受けた補助対象事業者等は、補助金の収支状況を記載した会計帳簿その他の書類を整備し、補助事業等の完了した日の属する年度の翌年度から起算して5年間保存しておかなければならない。

(補則)

第20条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和3年7月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和4年7月21日から施行する。

附 則

この要綱は、令和5年7月25日から施行する。

附 則

この要綱は、令和5年12月15日から施行する。

別表第一（第2条関係）

補助対象経費一覧

費目	経費の種類
報償費	講師・専門家への謝礼及びボランティアスタッフへの謝礼等
旅費	講師・専門家を招聘するための宿泊代、交通費、通行料金等
需用費	チラシ・ポスター・報告書等の印刷費、材料費、消耗品費等 (食糧費を除く)
役務費	通信運搬にかかる経費、保険料等
使用料及び賃借料	会場借上げ料、物品等のレンタル代等
備品購入費	50万円以内で汎用性がなく、事業の目的外使用になりえないものに限る。
委託料	企画運営費、会場設営費、ホームページ制作費等
負担金	研修参加費、研修受講料等
人件費	アルバイト等の賃金
その他の経費	市長が特に当該事業実施に必要なかつ適切と認める経費

別表第二（第2条関係）

補助率	・補助対象事業費の2分の1以内の額
補助対象事業の下限	・50万円
補助限度額	・150万円 ・市長が必要と認める事業は、この限りでない。
補助金額算定方法	・次に掲げる額のいずれか少ない額（その額に1,000円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てた額）とし、補助限度額を上限とする。 (1) 補助対象経費の合計×補助率 (2) 補助対象経費の合計から国若しくは県による補助金の交付又は交付の決定を受けた額を控除した額に補助率を乗じて得た額

別表第三（第4条関係）

補助対象事業	<p>（1）観光誘客の拡大が見込まれる本市の地域資源を活かした体験プログラムやツアー等の観光商品の造成、サービス開発、販路拡大を促進する取り組み。</p> <p>（2）宿泊客の増加や交流人口の拡大、域内の観光消費による収益の地域内循環等が見込まれる訴求力のある取り組み。</p> <p>（3）本市の観光誘客が見込まれる、市長が認める事業。</p>
--------	---

別表第四（第6条関係）

	事業概要	法人登記	定款	規約等	会員等名簿	住民票	完納証明書
法人	○	○	○	－	－	－	○
グループや地域づくり団体	○	－	－	○	○	－	○ ただし協議会、非営利団体等の場合は不要
個人	○	－	－	－	－	○	○